

平成28年（2016年）第5回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成28年12月1日（木曜日）

招集年月日 平成28年12月1日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成28年12月1日（木）

応招議員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑 正量

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	竹内康雄
総 務 課 長	濱田多実博	財 政 課 長	上野和彦
海山総合支所長	玉津裕一	教 育 長	村島赳郎

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	奥村能行
書 記	奥川賀夫	書 記	上野隆志

議事日程（第1号）

- | | |
|-----|------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 諸般の報告 |
| 第 4 | 議長辞職の許可 |

追加議事日程（第1号の1）

- | | | |
|-----|---------|-------|
| 第 1 | 発議第 2 号 | 議長の選挙 |
|-----|---------|-------|

追加議事日程（第1号の2）

- | | |
|-----|----------|
| 第 2 | 副議長辞職の許可 |
|-----|----------|

追加議事日程（第1号の3）

- | | | |
|-----|---------|----------------|
| 第 3 | 発議第 3 号 | 副議長の選挙 |
| 第 4 | 発議第 4 号 | 常任委員会委員の選任について |

追加議事日程（第1号の4）

- | | | |
|-----|---------|---------------------------|
| 第 5 | 発議第 5 号 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 第 6 | 発議第 6 号 | 三重紀北消防組合議会議員の選挙 |
| 第 7 | 発議第 7 号 | 紀北広域連合議会議員の選挙 |
| 第 8 | 発議第 8 号 | 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙 |
| 第 9 | 発議第 9 号 | 荷坂やすらぎ苑組合議会議員の選挙 |
| 第10 | 議案第53号 | 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについて |

追加議事日程（第1号の5）

- | | |
|-----|-------------|
| 第11 | 閉会中の継続調査申出書 |
|-----|-------------|

会議録署名議員

2 番 原 隆伸 3 番 奥村 仁 5 番 太田哲生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

瀧本 攻議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから、平成28年第5回紀北町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

朗読は省略させていただきます。

なお、本日の臨時会において、行政番組まちの話題の収録のため、Z T V及び企画課職員による撮影等を許可することといたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1

瀧本 攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に

2番 原 隆伸君

3番 奥村 仁君

のご両名を指名いたします。

日程第2

瀧本 攻議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3

瀧本 攻議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る11月22日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項についてご報告申し上げます。

まず、本臨時会に付議された案件は、議長辞職の許可であります。

辞職の許可が認められたら、直ちに議長の選挙が行われるため、議長の選挙の議案が追加され、その後、新たに就任された議長に対して、副議長の辞職願が提出されることになっております。

なお、副議長辞職の許可のほか、議会の組織構成に関する議案が追加される予定でありますので、ご了承ください。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。普通会計の平成28年度10月分、水道事業会計の平成28年度10月分について、同条第3項の規定により、監査委員から報告を受けております。

また、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による平成28年度定期監査及び同条第7項の規定による財政援助団体の監査の結果報告を同条第9項の規定により、監査委員から受けております。

報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、竹内副町長、村島教育長、濱田総務課長、上野財政課長、玉津支所長の出席がありましたのでご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程にもありますように、本会議における私の職務は終わりました。

ここで、副議長と交替いたします。

樋口副議長、よろしくお願いいたします。

瀧本 攻議長

暫時この場で、自席で休憩をお願いいたします。

(午前 9時 34分)

樋口泰生副議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 9時 35分)

樋口泰生副議長

ただいま、議長より交替の指名がありましたので、新議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議事を運営いたします。何とぞご協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは議事を進めます。

日程第4

樋口泰生副議長

議長、瀧本 攻君から議長の辞職願が提出されております。

日程第4 議長辞職の許可を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象となりますので、瀧本 攻君の退場を求めます。

(瀧 本 攻 議 員 : 退 場)

樋口泰生副議長

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

協議会事務局長。

脇 俊明議会事務局長

平成28年11月18日

紀北町議会副議長 樋口泰生 様

紀北町議会議長 瀧本 攻

辞職願

このたび、一身上の都合により、平成28年11月30日をもって議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

樋口泰生副議長

お諮りします。

瀧本 攻君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

樋口泰生副議長

異議なしと認めます。

したがって、瀧本 攻君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

瀧本 攻君の除斥を解きます。

(瀧本 攻 議員：入場)

樋口泰生副議長

瀧本 攻君、ただいま議長の辞職が許可されました。

ここで議長退任の挨拶をお願いいたします。

瀧本 攻君。

6番 瀧本 攻議員

あらためて、おはようございます。1年、議長をさせていただきまして、非常に短く感じました。自分では、ある程度、夢中にやったかなという感がしておりますけれども、議員の皆様には、いろいろご迷惑をかけ、また、執行部の方にもご迷惑をかけたと思っております。

世界中が非常な状況で動いております。トランプ旋風とか、小池さんが知事になったとか、韓国でもいろんな問題が起こっております。キューバのカストロが亡くなった。チェ・ゲバラも彼と同志だったということが、私の脳裏をかすめております。いわゆるグローバリゼーションがですね、ローカリゼーションに変わりつつある。これがいわゆる、今、総理が掲げておる地方創生だと思います。

そういうことでありますので、私も、一兵卒になって紀北町の発展のために微力ながら力を注いでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。皆様のご協力に感謝しまして、本当にありがとうございました。

樋口泰生副議長

議長の職務、どうもご苦勞様でございました。

ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議長の選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

樋口泰生副議長

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、追加議事日程並びに追加議案を配付いたします。

(追加議事日程・議案の配付)

樋口泰生副議長

配付漏れの方はみえませんか。

追加日程第1

樋口泰生副議長

追加日程第1 発議第2号 議長の選挙を行います。

改めて申し上げるまでもなく、本件は地方自治法第103条第1項の規定による選挙であり、同法第118条第1項により公職選挙法の一部の条項が適用されることになります。

選挙は投票で行います。

会議規則第28条の規定により、議場の出入口を閉鎖いたします。

(議 場 の 閉 鎖)

樋口泰生副議長

ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に15番 中津畑 正量君、14番 平野隆久君のご両名を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

なお、念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

(投 票 用 紙 の 配 付)

樋口泰生副議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投 票 箱 の 点 検)

樋口泰生副議長

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、議席番号1番の大西瑞香君から順番に投票をお願いします。

(投 票)

樋口泰生副議長

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて開票を行います。

中津畑 正量君、平野隆久君、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

樋口泰生副議長

立会人のお二人、ご苦労さまでございました。

(立 会 人 着 席)

樋口泰生副議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票

うち有効投票13票

無効投票1票です。

有効投票のうち

玉津 充君 11票

中津畑正量君 2票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、玉津 充君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 の 閉 鎖 を 解 く)

樋口泰生副議長

ただいま、議長に当選されました玉津 充君が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、議長の当選人となったことを告知いたします。

それでは、議長受諾につき、ご挨拶をお願いいたします。

玉津 充君。

玉津 充新議長

議長に選任いただきまして、ありがとうございます。見に余る光栄でありまして、皆様のご協力に感謝申し上げます。現在の町議会は、厳しい町民の目線にさらされておりました、これから議会が一丸となって、町民の付託にこたえるための努力や改善を図らなければなりません。微力ながら、一生懸命リーダーシップを発揮し、礼節正しく職分を遂行していきたいと思えます。皆様のさらなるご協力をお願い申し上げます。甚だ簡単ですが、就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

樋口泰生副議長

以上をもちまして、私の職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。

議長、議長席にお着き願います。

樋口泰生副議長

議長交替のため、10時05分まで休憩とさせていただきます。

(午前 9時 51分)

玉津 充議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 05分)

玉津 充議長

ただいま、休憩中に樋口泰生君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の許可の件を日程に追加し、配付しました議事日程のとおり、追加日程第2として

議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の許可の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすること
に決しました。

追加日程第2

玉津 充議長

追加日程第2 副議長辞職の許可を議題といたします。

本件につきましても、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、樋口泰生
君の退場を求めます。

(樋 口 泰 生 議 員 ： 退 場)

玉津 充議長

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

協議会事務局長。

脇 俊明協議会事務局長

平成28年12月1日

紀北町議会議長 玉津 充様

紀北町議会副議長 樋口泰生

辞職願

このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

玉津 充議長

お諮りします。

樋口泰生君の副議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、樋口泰生君の副議長辞職を許可することに決定しました。

樋口泰生君の除斥を解きます。

(樋 口 泰 生 議 員 : 入 場)

玉津 充議長

樋口泰生君、ただいま、副議長の辞職が許可されました。

ここで副議長退任の挨拶をお願いいたします。

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

退任の挨拶をさせていただきます。この1年間、副議長として、瀧本議長とともに議会運営に携わらせていただくことができました。議員の皆様、行政の皆様のご理解とご協力に感謝申し上げます。今後も市政の発展と、議会進化のため、一層の尽力をしてみたいと思っておりますので、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

玉津 充議長

副議長の職務、どうもご苦労さまでした。

ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。なお、委員会条例第1条の規定による、常任委員会委員の選任もあわせて日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙と常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

それでは、追加議事日程並びに追加議案を配付します。

(追加議事日程・追加議案の配付)

玉津 充議長

配付漏れはありませんか。

追加日程第3

玉津 充議長

追加日程第3 発議第3号 副議長の選挙を行います。

本件も、地方自治法第103条第1項の規定による選挙であり、同法第118条第1項により公職選挙法の一部の条項が適用されることになります。

選挙は投票で行います。

会議規則第28条の規定により、議場の出入口を閉鎖をします。

(議 場 の 閉 鎖)

玉津 充議長

ただいまの出席議員は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に13番 東 清剛君、11番 奥村武生君のご両名を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

なお、念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投 票 用 紙 の 配 付)

玉津 充議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投 票 箱 の 点 検)

玉津 充議長

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、議席番号1番の大西瑞香君から順番に投票をお願いします。

(投 票)

玉津 充議長

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて開票を行います。

東 清剛君、奥村武生君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

玉津 充議長

立会人の方、ご苦労様でした。

(立 会 人 着 席)

玉津 充議長

選挙の結果を報告します。

投票総数14票

うち有効投票14票

無効投票0票です。

有効投票のうち

奥村 仁君 12票

近澤チヅル君 2票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、奥村 仁君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 の 閉 鎖 を 解 く)

玉津 充議長

ただいま、副議長に当選された奥村 仁君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、副議長の当選人となったことを告知いたします。

それでは、副議長受諾につき、ご挨拶をお願いします。

奥村 仁君。

奥村 仁新副議長

ただいま副議長選挙におきまして、議員の皆様にご信任いただきました。誠にありがとうございます。当町では、合併前から長きにわたり続いてきた問題が解決したとはいえ、人口減少や

少子高齢化、さまざまな産業の衰退など、将来に向けてまだまだ問題が山積していると思います。議長の挨拶にもございましたが、議会といたしましても、今一度、襟を正し、住民の代表として、信頼を取り戻し、町の健全な発展に向け力を注いでいかなければなりません。そのためにも、議長の補佐としてしっかりと副議長の職務を全うしていきたいと思いますので、議員の皆様のご協力を心からお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、副議長の就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

玉津 充議長

副議長、よろしくお願いいたします。

ここで会議録署名議員を追加いたします。

5番 太田哲生君を指名いたします。

追加日程第4

玉津 充議長

次に、追加日程第4 発議第4号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が指名することになります。

お諮りします。

各常任委員会委員については、お手元に配付した名簿のとおり、総務産業常任委員会委員に、原 隆伸君、奥村 仁君、入江康仁君、私、玉津 充、東 清剛君、平野隆久君、中津畑 正量君の7人。

教育民生常任委員会委員に、大西瑞香君、樋口泰生君、太田哲生君、瀧本 攻君、近澤チヅル君、家崎仁行君、奥村武生君の7人。以上のとおり指名いたします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員については、ただいま議長が指名したとおり選任することに決定しました。

各常任委員会委員の選任が行われましたので、直ちに各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

玉津 充議長

なお、次の日程を議題とするにあたり、ここで午後1時まで休憩します。

(午前 10時 28分)

玉津 充議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

玉津 充議長

まず、各常任委員会における正副委員長の互選結果について報告いたします。

総務産業常任委員長に 入江康仁君

同じく副委員長に 原 隆伸君

教育民生常任委員長に 太田哲生君

同じく副委員長に 大西瑞香君

以上のとおり決定いたしました。

お諮りします。

委員会条例第5条の規定による議会運営委員会委員の選任、あるいは地方自治法の規定に基づく一部事務組合議会議員の選挙が必要であることから、ただいま、お手元に配付しました追加議事日程第1号の4のとおり、これを日程に追加し、追加日程第5から第10とし、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第5ほか5件については、日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5

玉津 充議長

追加日程第5 発議第5号 議会運営委員会委員の選任について議題といたします。

議会運営委員会委員の選任についても、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名す

ることになります。それでは指名いたします。

議会運営委員について、委員会条例第8条第1項の規定により、大西瑞香君、太田哲生君、瀧本 攻君、入江康仁君、奥村武生君、東 清剛君、以上の6人を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した6人を議会運営委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員には、ただいま議長が指名した6人を選任することに決定しました。

玉津 充議長

ここで、正副委員長の互選を行うため、1時15分まで休憩とします。

(午後 1時 06分)

玉津 充議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 15分)

玉津 充議長

それでは、正副委員長の互選結果を報告します。

議会運営委員会委員長に 奥村武生君

同 じ く 副 委 員 長 に 瀧本 攻君

以上のとおり決定しました。

追加日程第6～追加日程第9

玉津 充議長

お諮りします。

追加日程第6 発議第6号から追加日程第9 発議第9号までの4件については、一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第6から追加日程第9までの4件については一括議題とすることに決定しました。

追加日程第6 発議第6号 三重紀北消防組合議会議員の選挙

追加日程第7 発議第7号 紀北広域連合議会議員の選挙

追加日程第8 発議第8号 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙

追加日程第9 発議第9号 荷坂やすらぎ苑組合議会議員の選挙

の4件を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定しました。

それでは、指名いたします。

三重紀北消防組合議会議員に、入江康仁君、私、玉津 充、東 清剛君、中津畑 正量君の4人。

紀北広域連合議会議員に、大西瑞香君、原 隆伸君、太田哲生君、近澤チヅル君、入江康仁君、私、玉津 充の6人。

東紀州農業共済事務組合議会議員に、瀧本 攻君、入江康仁君の2人。

荷坂やすらぎ苑組合議会議員に、樋口泰生君、太田哲生君、奥村武生君、東 清剛君、平野

隆久君の5人をそれぞれ指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した被選挙人を、それぞれの組合議会議員の当選人と定めることに、
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名した被選挙人がそれぞれの組合議会議員に当選されました。

当選人が議場におられます。本席から、会議規則第33条第2項の規定により、それぞれの組合議会議員の当選人になったことを告知いたします。

追加日程第10

玉津 充議長

次に、追加日程第10 議案第53号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについて、
議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、家崎仁行君の
退場を求めます。

(家崎仁行議員：退場)

玉津 充議長

それでは、提案者より提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、こんにちは。それでは、本議会臨時会に上程いたしました人事案件につきまして、
提案理由をご説明させていただきます。

議案第53号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。議員の
うちから選任された監査委員が平成28年11月30日をもって、退職されたことに伴い、新たに議
長からご推薦をいただきました家崎仁行氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであり
ます。

以上、本日、提案いたしました人事案件でございます。よろしくお願い申し上げます。

玉津 充議長

以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発 言 す る 者 な し)

玉津 充議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発 言 す る 者 な し)

玉津 充議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発 言 す る 者 な し)

玉津 充議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第10 議案第53号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

玉津 充議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

家崎仁行君の除斥を解きます。

(家 崎 仁 行 議 員 : 入 場)

玉津 充議長

家崎仁行君、ただ今、監査委員の選任について、同意がされました。監査委員就任の挨拶をお願いします。

家崎仁行君。

9番 家崎仁行議員

ただいま、監査委員の選任にご同意いただきまして、ありがとうございます。監査委員の役割を十分認識し、監査業務の遂行に全力を尽くす所存であります。どうぞ、皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

玉津 充議長

ありがとうございました。

玉津 充議長

この場で暫時休憩します。

(午後 1時 31分)

(閉会中の継続調査申出書の配付)

玉津 充議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 32分)

玉津 充議長

各常任委員長並びに議会運営委員長などから閉会中の継続調査申出書の議案が提出されております。

お諮りします。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第11

玉津 充議長

追加日程第11 閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務産業常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長から、別紙のとおり平成29年11

月30日までの間で、それぞれ記載されております事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

玉津 充議長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から挨拶の申し出がありますので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

議会臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日まで議会運営につき、多大なご尽力をいただきました、瀧本前議長、樋口前副議長におかれましては、1年間にわたりいろいろご指導を賜りましたことを、衷心より御礼を申し上げます。ありがとうございます。また、本日、新たに就任されました、玉津 充議長、奥村 仁副議長をはじめ、新たに常任委員会ほか、各委員等に選任されました議員の皆様方のご理解とご協力を得まして、町民の皆様方とともにさまざまな重要課題に対し、力を合わせ取り組んでまいりたいと考えておりますので、これまで以上に、議員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。本日の臨時会の閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

玉津 充議長

閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、議員各位のご協力を賜り、新たなる紀北町議会としての組織の議決をいただき、厚く御礼申し上げます。

12月定例会については、早急に議会運営委員会を開催していただくこととなりますが、各常任委員会におかれましても、今後において、積極的な委員会活動を期待しております。

私といたしましては、本町の発展と町民福祉の向上に誠心誠意、努力いたしますとともに、議会の運営にあたっても、住民を代表する意思決定機関としての機能を果たすため、最善の努

力を尽くしてまいりたいと決意する次第でございます。

そのためにも、より多くの町民の皆様方のご意見をいただきながら、尾上町政とともに、紀北町の発展に向け、議会も邁進してまいる所存であります。

執行機関におかれましても、より一層のご協力をお願い申し上げます。

なお、今後におきましても、報道関係者の皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会にあたっての挨拶といたします。

玉津 充議長

それでは、これで平成28年第5回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午後 1時 29分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 28 年 12 月 1 日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議長 玉津 充

紀北町議会副議長 樋口泰生

紀北町議会議員 原 隆伸

紀北町議会議員 奥村 仁

紀北町議会議員 太田哲生